

INFORMATION FROM JAF

●JAFからの公示・お知らせ

2018年モータースポーツライセンス更新のご案内 11月から受付開始!

[公示No.2017-079]

モータースポーツライセンス(以下「ライセンス」と言います。)の更新手続きは、11月から受付を開始します。

新しい年のモータースポーツ活動へ向けて、余裕を持って更新手続きを行ってください。

なお、JAF窓口にご来店の際は、15ページに記載の休業日、受付時間をご確認のうえご来店ください。

ライセンス申請書は本誌に綴込んであります。追加で必要な場合は、JAFホームページよりダウンロード可能です。

お願い 2016年から2017年への更新を行っていない方にはJAFスポーツ誌をお送りしていませんので、身近にそのような方がいましたら、以下内容をご案内ください。

2016年から2017年へのライセンス更新期限は、下記のとおりです。

窓口受付 2017年12月29日(金) 17:30まで

* 郵送の場合は2017年12月31日の消印まで有効

* JAFマイページ(web)上でのお手続きの場合は

2017年12月31日 23:59手続き完了分まで

2018年になると更新の資格を失いますのでご注意ください。

(年末年始の休業日については15ページをご確認ください。)

●ライセンス取得資格

競技許可証および公認審判員許可証は「JAFスポーツ資格登録規定」および「自動車競技に関する申請・登録等手数料規定」に基づき発給されます。詳細は当該規定をご参照ください。

●更新に必要なもの

1. ライセンス申請書	本誌に綴込んであるライセンス交付申請書を使用してください。
2. 写真1枚 <small>参加者許可証のみの申請の場合には不要</small>	縦4cm×横3cm、無帽、無背景、上半身のもので、申請前6ヵ月以内に撮影した鮮明な写真を申請書の所定位置に貼付してください。(お手持ちのライセンスに使用した写真と同じでよろしければ、写真の提出は不要です。)・必ず指定のサイズの写真を貼付してください。サイズが異なる場合、使用できないことがあります。・デジタルカメラの画像を使用する場合は、必ず写真専用紙に印刷してください。
3. JAF個人会員 <small>18歳未満の方は不要</small>	ライセンス更新に際しては、JAF個人会員が有効期限内であることが必要条件ですので、JAF個人会員の有効期限が切れているとライセンスの更新手続きが行えません。ご本人のJAF個人会員の有効期限をご確認くださいようお願いいたします。万一、JAF個人会員の有効期限が切れている場合には、速やかに継続手続きを行ってください。継続手続きの方法等については、お近くのJAFへお問い合わせください。
4. ライセンス料(許可証料)	下記の表の通りです。
5. 出場記録カード または役務記録カード	上級更新(参加者は除く)、または国際A、Bライセンスの更新申請をする場合、実績を確認するために必要です。(国内A、国内B、国際R、国際C、公認審判員、参加者の更新申請の場合は不要)

●JAFマイページによるライセンス更新

JAFマイページにご登録いただければ、インターネットでライセンス更新ができます。

お手続き方法については、本誌17ページをご覧ください。

なお、お支払い方法はご本人名義のクレジットカードのみとなります。

●許可証料(カートライセンスの料金は、45ページをご覧ください。)

許可証の種類	許可証料	許可証の種類	許可証料	
競技運転者	国内B	3,100円	国内	6,300円
	国内A	4,100円	国際	12,500円
	国際R	10,400円	3級	3,100円
	国際C	10,400円	2級	4,100円
	国際B	12,500円	1級	5,100円
	国際A	14,600円	資格併有の場合	1種目につき 500円
	国際ソーラーカー	10,400円		
	国際ドラッグレース	10,400円		
		参加者		
		審判員		

(許可証料の計算方法)

* 公認審判員許可証を2種目以上併有する場合は、最上級の許可証料に、2種目めより1種目につき500円ずつ加算されます。

(例)コースA1級と計時A2級の場合: 5,100円+500円=5,600円

併有する許可証が同じ級(例:技術A1級とコースB1級等)の場合でも計算方法は同様です。

* 競技運転者、公認審判員、競技参加者を併有している場合には、それぞれ左記の許可証料が必要です。

※競技会の出場実績を確認する必要がある種類のライセンス、および18歳未満の方のライセンスについては、インターネットでの更新手続きは行っておりません。また、上級や推薦を伴う申請についても、お手数ですが、窓口へご来店いただくか現金書留による郵送にてお手続きくださいますようお願いいたします。

●ライセンスの交付申請書(更新)の記入について

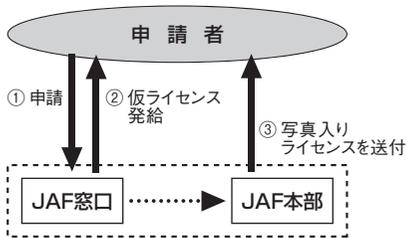
申請書の枠内に正確かつ明瞭にご記入いただき、記入漏れのないようご注意ください。(未記入項目や、判読できない文字があると、ライセンスが発給できない場合があります。)次頁に記入例を掲載していますので、ご参照ください。

項目	注意事項等
会員No.	申請者本人の会員(ライセンス)番号を記入。
登録クラブ・団体の所属証明欄	自分の所属しているJAF登録クラブ(または団体)(複数所属している場合は、その主たるクラブ1ヵ所)の名称、略称を記入し、当該クラブ(または団体)の登録印を捺印。本証明欄については、2017年の登録印は、2018年3月までの申請に使用できます。JAF登録クラブ(または団体)に所属していない場合は不要。
申請者氏名	氏名とその上段にカタカナでフリガナを記入。
連絡先電話番号	※ 平日昼間、連絡がとれる電話番号を記入。
郵便番号	※ 現住所の郵便番号(7桁)を記入。
現住所	※ 都道府県名を必ず記入し、その上段にカタカナでフリガナも記入。マンション・アパート・寮名・部屋番号等も必ず記入。
写真の変更	※ ライセンスに使用する写真を変更する場合「する」を○で囲み、本申請書に写真を貼付してください。
自動車運転免許証	※ 運転免許証番号を記入。
ライセンス表記名	国際の運転者および参加者はローマ字で記入。国内の運転者および公認審判員の申請者は記入不要。(30字以内)
参加者の代表者名	参加者の申請の場合、代表者名を記入。国際参加者の場合はローマ字(全て大文字)で記入。
種類およびクラス	申請書の該当するクラスおよび種類に○。(次ページの記入例は国内A、コースB3級、計時A1級、技術A2級を同時に年度更新する場合のもの。)*国際ドラッグレースライセンスは国内A以上のライセンスと併有することが条件。
写真貼付欄	氏名、ライセンス番号、申請種別も、忘れずに記入。
写真	縦4cm×横3cm、無帽 無背景 上半身のものを1枚。申請前6ヵ月以内に撮影のこと。ライセンス申請書の下段にある所定の位置に貼付。(前年のライセンスに使用した写真を再使用する場合は、写真の貼付は不要です。)
その他	競技運転者と公認審判員の両方を申請する場合でも申請書は1枚で可。 ご記入内容を訂正する場合は、取消線を引き訂正部を押印(またはサイン)の上、書き直しをしてください。

※の箇所は更新申請の場合、変更がなければ記入不要です。

●ライセンスが発給されるまで

～ライセンス作製の流れ～



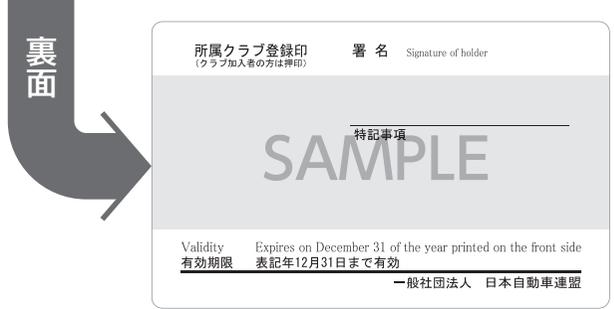
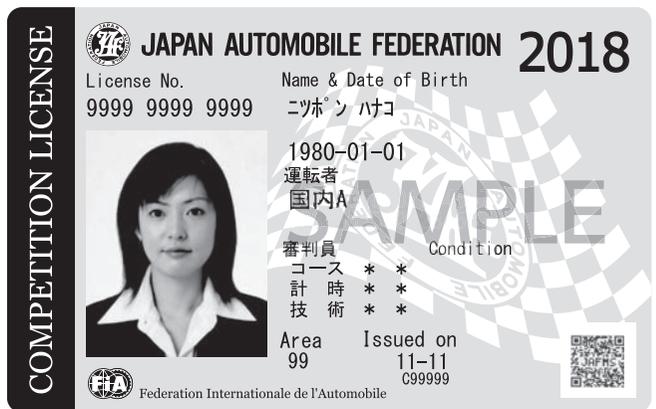
※②発給日から60日間有効
※①から③までは約1ヵ月ほどかかります。更新のピーク時にはこれ以上日数がかかる場合がありますのでご了承ください。

写真入りライセンスをクラブ等にまとめて送付する場合、10件以上はレターパックで、10件未満の場合は普通郵便で送付します。
ライセンス発給に関するお問い合わせは、15ページのJAF支部窓口へお願いします。

●ライセンスへの署名

ライセンスがお手元に届いたら、ライセンスの裏面の署名欄に、必ずご本人が署名してください。
署名してはじめてライセンスは有効となります。

※ライセンス表面の二次元バーコードには会員(ライセンス)番号が登録されています。



四輪用

競技運転者(参加者)許可証・公認審判員許可証交付申請書

一般社団法人 日本自動車連盟 御中

私はFIAの国際モータースポーツ競技規則ならびに、それに準拠したJAFの国内競技規則を遵守することを誓約し、許可証を申請します。また、本申請書に関しては、『JAFのモータースポーツに関する個人情報の取り扱いについて』に同意するとともに、競技運転者許可証を申請する場合は本申請書記載の「健康管理事項」を満足していることを誓約します。なお、私および家族会員のJAF会員を継続する場合は、以下にチェック または記名します。

申請日 **2017年 11月 1日**

処理番号 整理No. 格式 **クラブコード**

770

JAF年会費の自動振替の有無

無 JAF年会費有効期間 **2018年 5月**末

- 太枠内は必ずご記入ください。(※の箇所は新規申請以外の場合、変更がなければ記入不要)
- 資格証明欄に所定の事項をみたくて下さい。
- 本申請書は申請者氏名の自署以外は代筆、印字が可能です。(本人の捺印がある場合は自署欄も代筆、印字を可とします)
- 記入内容を訂正する場合は、取消線を引き訂正部に押印(またはサイン)の上、書き直しをしてください。

会員 No. (ライセンス) 999999999999	登録クラブ・ 団体の所属 証明欄 SAKURA チームさくら	JAF 準加盟クラブ 2017-13378
フリガナ ニッポン ハナコ	本人の捺印がある場合は自署欄も代筆、印字を可とします。	※連絡先電話番号 03 - 3578-4936
申請者 氏名 日本 花子	または 印	※ 携帯 勤務先 呼出
フリガナ 105-0012	※ 現住所 東京都 港区 芝大門 1-1-30	
※ 写真の変更 <input checked="" type="checkbox"/> する	※ 自動車運転 免許証番号	※ 性別 男 女 ※ 生年月日 大正 昭和 平成 年 月 日 才

「ライセンス表記名」「参加者の代表者名」欄は国際競技運転者、国際・国内参加者を申請する場合のみ記入。・国際競技運転者および国際参加者は必ずローマ字(全て大文字)で記入。

ライセンス表記名	
参加者の代表者名	<input type="checkbox"/> 個人会員本人
各申請項目の該当番号を○で囲む	JAF会員継続申込
種類 クラス	1 2 3 4 5
国内 (A) B	1 2 3 4 5
国際 (A B C R)	1 2 3 4 5
限定国内 A	2 3 5
国際ソーラーカー	2 3 5
参加者 国際 国内	1 2 3 5 7 8
エキスパート	2 3 5
その他 種類()・クラス()・申請方法()	

領収・ 受付印	発給者印・ 発給日	仮 手渡し 郵送 クラブ 正 本人 クラブ	写真貼付 有 無	精算形態	入金経路	備考
------------	--------------	--------------------------	-------------	------	------	----

四輪 (申請種別に○印)

① 運転者/審判員 ② 参加者

ライセンス(会員)No.
999999999999

フリガナ **ニッポン ハナコ
日本 花子**



申請書用写真について

ご自分でプリントする写真の場合、写真専用の用紙を用い、鮮明な写真をお使いください。

※新規または写真の変更を希望される方、およびJSMンバー(18歳未満)からJAF個人会員になる方は、必ずお写真をお貼りください。

※現ライセンスの写真を使用する場合は写真貼付は不要です。(参加者許可証のみも不要です)

※写真は申請前6ヶ月以内に撮影したものをお使いください。

- 【健康管理事項】
- 次の事項は日本において自動車競技(レース、ラリー、スピード行車等)に参加出場する運転者の健康管理について一般社団法人日本自動車連盟(JAF)が要求する最少限度のものであります。なお、国際格式競技の場合は国際モータースポーツ競技規則別冊1項(第2章)が適用されます。
- ① 両眼は裸眼または矯正視力が7/10(0.7)以上あること。
 - ② 対光反応は正常であり、現在眼圧上昇を伴う疾患、視野狭窄、網膜剥離のないこと。
 - ③ コンタクトレンズの使用は次の場合に許される。コンタクトレンズを12ヶ月以上の期間または毎日毎時間使用していること。
 - ④ 使用される番号色の識別ができること。
 - ⑤ 最初にライセンスを取得するすべてのドライバーは、心電図の検査を受けること。
 - ⑥ 40才以上のドライバーは健康診断の脳波心電図検査も受けること。
 - ⑦ 45才以上のドライバーは負荷心電図検査も受けること。
 - ⑧ 高血圧症、腎臓病、心臓病(先天性心疾患含む)、糖尿病、肝臓病、末梢閉塞性動脈硬化症、慢性閉塞性呼吸器疾患、神経障害。
 - ⑨ 両手の握力に障害がなく、手指運動に障害がないこと。
 - ⑩ 手足の機能に制限がある場合は、自由な運動が50%以上あること。
 - ⑪ 精神病、てんかん、寛解剤中毒、麻薬中毒、アルコール中毒の既往なく現在罹患していないこと。

四輪 右記①～③については、申請資格取得後、30日以内に申請手続きをしてください。 2016.10 S-A-001-23

●ライセンス申請の受付場所

ライセンス更新のために必要な書類等は、お近くの下記JAF支部へ持参または郵送してください。掲載のない窓口での受付は行っていませんのでご注意ください。

【窓口受付】

受付時間は 9:00~17:30 です。

土・日・祝日・年末年始(12月30日(土)~1月3日(水))は休業となります。

【郵送受付】

必ず「現金書留」にてお送りください。その際封筒表面に「ライセンス更新」と明記してください。

地方本部	支部	住所および電話番号	
北海道	札幌支部(北海道本部)	〒062-0051 札幌市豊平区月寒東1条15丁目8-1 TEL. 011-857-7155	
	函館支部	〒041-0824 函館市西栢楼町589-21 TEL. 0138-49-4534	
	旭川支部	〒070-8061 旭川市高砂台1-1-1 TEL. 0166-69-2111	
	釧路支部	〒084-0906 釧路市鳥取大通8-2-11 TEL. 0154-51-2167	
	帯広支部	〒080-0038 帯広市西8条北1-14-1 TEL. 0155-26-0260	
	北見支部	〒090-0838 北見市西三輪1-657-3 TEL. 0157-66-5220	
	東北	宮城支部(東北本部)	〒984-8539 仙台市若林区卸町3-8-105 TEL. 022-783-2826
青森支部		〒030-0955 青森市駒込字桐ノ沢9-12 TEL. 017-765-5255	
岩手支部		〒020-0834 盛岡市永井12-18-1 TEL. 019-637-7110	
福島支部		〒960-8165 福島市吉倉字谷地12-1 TEL. 024-546-0022	
秋田支部		〒010-0942 秋田市川尻大川町2-1 TEL. 018-864-8492	
山形支部		〒990-2402 山形市小立2-1-59 TEL. 023-625-4520	
関東		東京支部(関東本部)	〒105-8562 港区芝2-2-17 TEL. 03-6833-9140
	新潟支部	〒950-0965 新潟市中央区新光町11-6 TEL. 025-284-7664	
	長野支部	〒381-0034 長野市高田675-2 TEL. 026-226-8456	
	茨城支部	〒310-0851 水戸市千波町2475-7 TEL. 029-244-2660	
	栃木支部	〒321-0166 宇都宮市今宮2-4-6 栃木県自動車会館内 TEL. 028-659-3231	
	群馬支部	〒370-0071 高崎市小八木町2040-2 TEL. 027-364-5155	
	埼玉支部	〒338-8531 さいたま市中央区下落合4-1-1 TEL. 048-840-0025	
	千葉支部	〒260-8565 千葉市中央区中央港1-16-19 TEL. 043-301-0800	
	神奈川支部	〒221-8718 横浜市神奈川区片倉2-1-8 TEL. 045-482-1255	
	山梨支部	〒400-0854 甲府市中小河原町730-1 TEL. 055-243-3131	
	中部	愛知支部(中部本部)	〒466-8580 名古屋市昭和区福江3-7-56 TEL. 052-872-3685
		富山支部	〒939-8064 富山市赤田791-3 TEL. 076-425-5550
		石川支部	〒921-8062 金沢市新保本4-8 TEL. 076-249-1252
福井支部		〒918-8236 福井市和田中2-105 TEL. 0776-25-2000	
岐阜支部		〒500-8356 岐阜市六条江東2-4-11 TEL. 058-277-1121	
静岡支部		〒422-8517 静岡市駿河区曲金6-4-8 TEL. 054-654-1515	
三重支部		〒514-0815 津市藤方字中堰東666-8 TEL. 059-222-2300	

地方本部	支部	住所および電話番号
関西	大阪支部(関西本部)	〒567-0034 茨木市中穂積2-1-5 TEL. 072-645-1300
	滋賀支部	〒520-2153 大津市一里山5-11-1 TEL. 077-544-3300
	京都支部	〒601-8134 京都市南区上鳥羽大溝5 TEL. 075-682-6000
	兵庫支部	〒657-0044 神戸市灘区鹿ノ下通2-4-13 TEL. 078-871-7561
	奈良支部	〒630-8144 奈良市東九条町109-1 TEL. 0742-61-0006
	和歌山支部	〒641-0007 和歌山市小雑賀640-3 TEL. 073-421-5355
	中国	広島支部(中国本部)
鳥取支部		〒680-0911 鳥取市千代水2-13 TEL. 0857-31-4433
鳥根支部		〒690-0011 松江市東津田町1092-1 TEL. 0852-25-1123
岡山支部		〒703-8586 岡山市中区権155-9 TEL. 086-273-0710
山口支部		〒753-0871 山口市朝田2094-1 TEL. 083-921-7777
四国		香川支部(四国本部)
	徳島支部	〒770-0867 徳島市新南福島1-4-32 TEL. 088-625-6511
	愛媛支部	〒790-0062 松山市南江戸5-15-32 TEL. 089-925-8668
	高知支部	〒780-0088 高知市北久保19-28 TEL. 088-882-0311
	九州	福岡支部(九州本部)
佐賀支部		〒849-0921 佐賀市高木瀬西6-1149-5 TEL. 0952-30-7000
長崎支部		〒850-0043 長崎市八千代町2-13 TEL. 095-811-2333
熊本支部		〒861-8038 熊本市東区長嶺東6-30-30 TEL. 096-380-9200
大分支部		〒870-0955 大分市下郡南5-3-12 TEL. 097-567-7000
宮崎支部		〒880-0925 宮崎市本郷北方2696-9 TEL. 0985-52-4511
鹿児島支部		〒890-0072 鹿児島市新栄町2-12 TEL. 099-284-0007
沖縄支部		〒901-2102 浦添市前田1-48-7 TEL. 098-877-9225

※一部の支部の電話は地方本部のある支部へ転送されます(転送費用はJAF負担)。

モータースポーツライセンス更新申請料等の
FAX及び郵送によるクレジットカード支払い利用取扱い中止について

[公示No.2017-080]

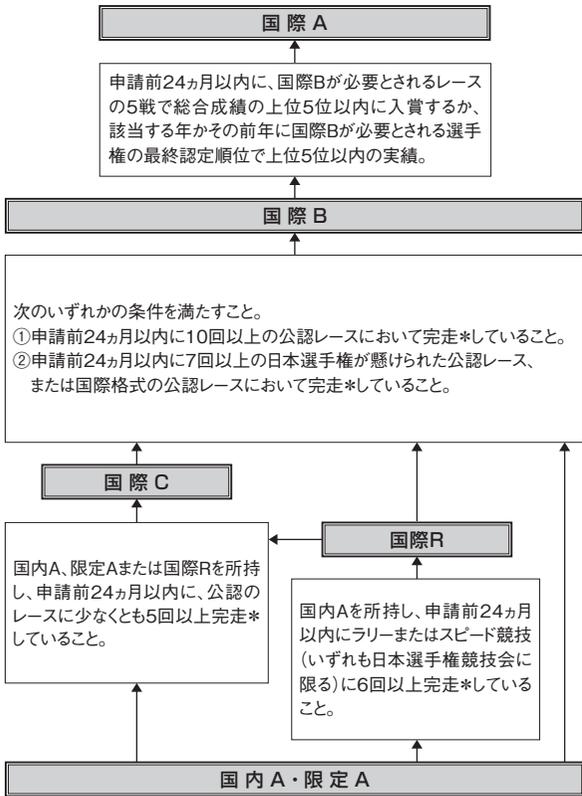
本誌2017年8/9月号でお知らせいたしましたが、割賦販売法改正によるクレジットカード取扱い方法の変更により、FAX及び郵送によるクレジットカードでのお支払いの申請受付は本年9月末日をもちまして終了させていただきました。

これにより、郵送による申請受付は現金書留を利用した方法

のみの受付とさせていただきます。

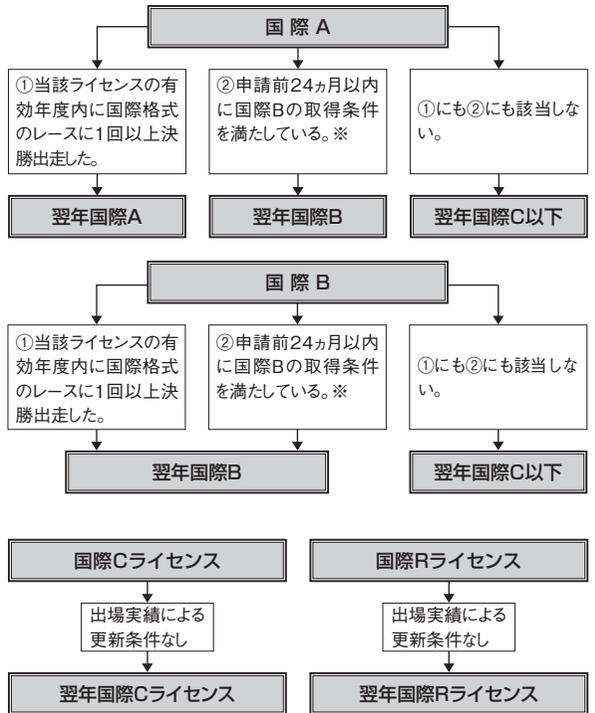
なお、JAF窓口に直接ご来店の場合、あるいはJAFマイページにおきましては、本年10月1日以降も引き続きクレジットカードをご利用いただけます。

●競技運転者許可証の上級および更新について
○競技運転者許可証の上級条件



注) 上級申請をする場合、必ず公認競技会出場記録カードを添付すること。
*「完走」とは、競技長により順位認定されること。(リタイア等は含まず)
※国際ライセンスの取得には、申請時に満18歳以上であることが必要です。

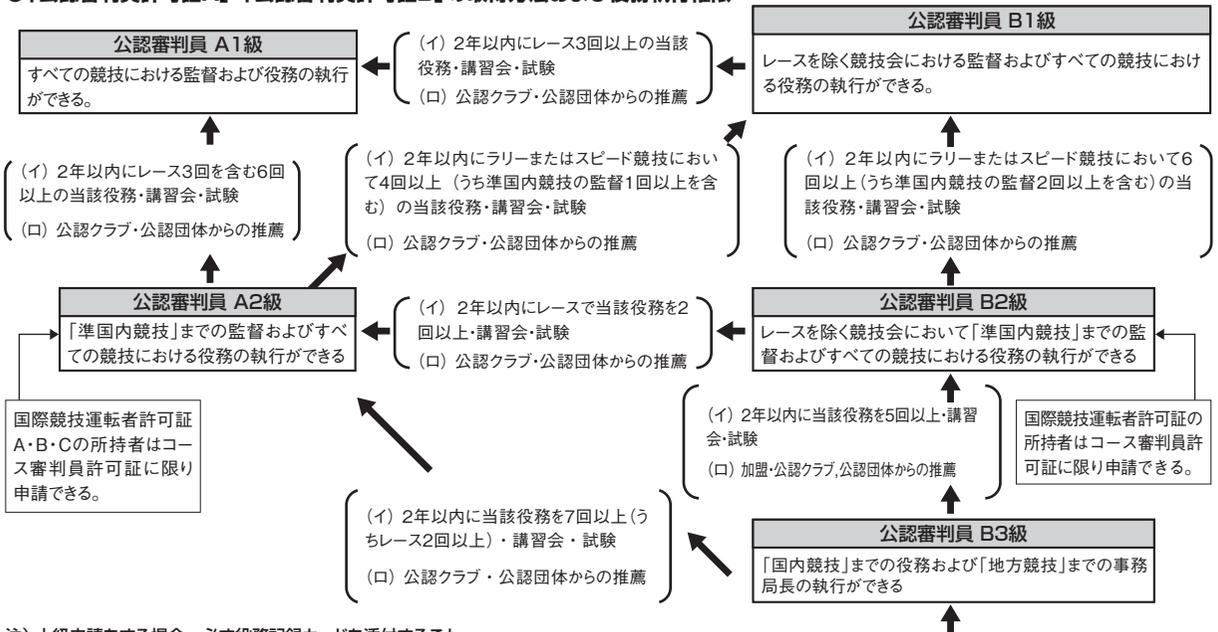
○国際A・B・C・Rライセンスの更新条件



注) 更新申請の際、競技会に出走した証明が公認競技会出場記録カードに証印されていないと、その実績の確認ができないので、必ず該当欄に捺印を受けること。

*以前に上級もしくは更新の際に確認した過去24ヵ月の実績も含めることを認める。

●「公認審判員許可証A」・「公認審判員許可証B」の取得方法および役務執行権限



注) 上級申請をする場合、必ず役務記録カードを添付すること。
監督または役務の執行を行なった証明は、その都府県競技会の事務局長が審判員の「役務記録カード」(JAF所定)に署名捺印することによって証明される。

- (1) 競技運転者許可証の国内Bクラス以上の所持者
- (2) Bライセンス講習会の受講者
- (3) 準加盟、加盟、公認クラブおよび加盟・公認団体からの推薦
- (4) 公認競技会(クローズ含む)で公認審判員の役務補助を行った者

2018年クラブ・団体更新のご案内

[公示No.2017-081]

2018年のJAF登録クラブ・団体の更新手続きが2017年12月1日から始まりますので、下記の通りご案内いたします。

●**取扱期間** 2017年12月1日(金)～2018年4月2日(月)*
*3月31日が土曜日の為

●必要書類

	準加盟クラブ	加盟クラブ	公認クラブ	準加盟団体	加盟団体	公認団体	特別団体
※JAF登録申請書	○	○	○	○	○	○	○
※クラブ員登録申請書	○	○	○				
※経歴書			○			○	
会則または定款	△	△	△	△	△	△	△
役員名簿				○	○	○	○
法人登記簿謄本の写し(法人の場合)				△	△	△	

※印：JAF所定の用紙を使用してください。

・従来どおり、「クラブ・団体登録申請書」の記載内容のうち登録番号、クラブ・団体名称、略称、代表者氏名、連絡担当者氏名・住所・電話番号は「JAFモータースポーツイヤブック」等に掲載いたします。

△印：前回の提出内容に変更がある場合のみ必要です。

●申請料

クラブおよび団体	加盟申請料	年度登録申請料
準加盟クラブ	8,300円	18,800円
加盟クラブ	8,300円	18,800円
公認クラブ	昇格申請料 94,300円	136,300円
準加盟団体	104,800円	157,300円
加盟団体	104,800円	188,600円
公認団体	209,600円	366,900円
特別団体	209,600円	733,900円

注：更新時に格式変更(降格、昇格)を申請する場合は、年度登録申請料のほかに別途加盟申請料が必要です。

- その他必要なもの** 旧(2017年)登録印
- 更新申請の受付場所** 15ページに掲載のJAF各支部。
受付時間：土日祝日と年末年始(12月30日(土)～1月3日(水))を除く9:00～17:30。

●更新条件

準加盟クラブ：所属会員のうち7名以上が国内B以上もしくは公認審判員許可証B3級以上の所持者であること。(1人で両方を所持している者は、どちらか一方の許可証のみ、所属クラブの会員としてJAFに届け出ることができる。)
またクラブ代表者は国内B以上もしくは公認審判員許可証B3級以上の所持者であること。

加盟クラブ：所属会員のうち15名以上が国内B以上もしくは公認審判員許可証B3級以上の所持者であること。(1人で両方を所持している者は、どちらか一方の許可証のみ、所属クラブの会員としてJAFに届け出ることができる。)
またクラブ代表者は国内B以上もしくは公認審判員許可証B3級以上の所持者であること。

公認クラブ：1)所属クラブの会員のうち50名以上がJAFの国内競技運転者許可証B以上または公認審判員許可証B3級以上の所持者で、そのうち40名以上は、JAFの国内競技運転者許可証A以上もしくは公認審判員許可証A2級またはA1級の所持者であること。(1人で両方を所持している者は、どちらか一方の許可証のみ、所属クラブの会員としてJAFに届け出ることができる。)
またクラブ代表者は国内A以上もしくは公認審判員許可証A2またはA1級の所持者であること。

2)前年度(2017年1月～12月)、準国内格式以上の公認競技会の単独主催、もしくは全日本レース選手権競技会の主催(注)の、合計2回開催の実績があること。(注：当該クラブを含む3つ以内の登録クラブ・団体が共催した公認競技会に限り、実績として認める。)

- 準加盟団体**：責任者はJAF個人会員であること。
- 加盟団体**：国内B以上または公認審判員許可証2級以上の所持者が1名所属していること。また責任者はJAF個人会員であること。
- 公認団体**：前年度(2017年1月～12月)、準国内格式以上のJAF公認競技会を1回以上主催していること。また国内A以上または公認審判員許可証Aの所持者が1名所属しており、責任者はJAF個人会員であること。

【JAF登録クラブの代表者の皆様へ】

公認審判員B3級は、JAFの個人会員で、所定の申請条件を満たしていれば、自動車運転免許証を持ってなくても取得できます。

2017JAFモータースポーツ表彰式のご案内

- 開催日：2017年11月24日(金)
- 時間：午後4時から午後8時まで
- 場所：セルリアンタワー東急ホテルボールルーム(東京・渋谷)
- 表彰対象：(1) 次の各部門の上位6位(チーム部門等は1位)(予定)
2017年全日本レース選手権
2017年全日本ラリー選手権
2017年全日本ジムカーナ選手権
2017年全日本ダートトライアル選手権
2017年全日本カート選手権
2017年FIA-F4選手権
(2) 次の各部門の上位3位(チーム部門は1位)
2017年FIAインターナショナルシリーズ
スーパーGT GT500/GT300
(3) 次の各競技会の優勝者
2017年JAFカップオールジャパン
ジムカーナ/ダートトライアル

※JAFから招待状をお送りした方のみご入場いただけます。
上記は変更となる場合もございます。詳細は招待状にてご確認ください。



- 電車：東急東横線・田園都市線・京王井の頭線、JR山手線・埼京線、東京メトロ銀座線・半蔵門線・副都心線、渋谷駅より徒歩5分
- ◆羽田空港より：リムジンバスで約60分
 - ◆東京駅より：JR山手線(外回り)で約25分
 - ◆品川駅より：JR山手線(外回り)で約12分
 - ◆首都高速：3号線下り高樹町出口より約10分、3号線上り渋谷出口より約5分

JAFラリー競技開催規定および付則の一部改正

[公示No.2017-082]

JAFラリー競技開催規定およびその付則を以下の通り一部改正することとなりましたので、お知らせします。

ラリー競技開催規定 一部改正内容

※下線部分：変更箇所
一部改正内容

第1条 総則 (略)

第2条 定義

1. ～2. (略)

3. 国内競技規則2-14に定める第1類ラリーで用いる基本事項を以下の通り定める。

1) クルー：参加車両に搭乗する乗員をいい、ドライバー

に加え少なくとも1名の乗員（ナビゲーターまたは本付則スペシャルステージラリーにおいてコ・ドライバーという。）で構成される。クルーの中に参加者がいない場合、参加車両に搭乗している間はドライバーが参加者の責任を負うものとする。

2) ～8) (略)

第3条～第8条 (略)

第9条 本規定の施行

本規定は、2018年1月1日から施行する。

ラリー競技開催規定付則：ラリー競技会の組織許可に関する細則 一部改正内容

※下線部分：変更箇所
一部改正内容

第1条 組織許可申請

ラリー競技会（クローズド格式を含む）の組織許可は、次の順序を経て行うものとする。

1. オーガナイザーより所轄警察署へ道路使用許可申請を行う。

道路使用許可申請者は、オーガナイザーの代表者もしくは当該競技会の組織委員でなければならない。

1) ～2) (1) (略)

(2) コース図：国土交通省国土地理院承認済の都道府

県地図上に、次の事項を記載すること。

①コース全体図：複数のステージまたはレグを設定する競技会についてはステージまたはレグ別コース図

②チェックポイントまたはタイムコントロールの位置およびタイムトライアルのスタート/フィニッシュの位置

③休憩所またはサービスパークの位置

④給油所の位置

(3)～6. (略)

第2条 (略)

第3条 本規定の施行

本規定は、2018年1月1日より施行する。

ラリー競技開催規定付則：第1種アベレージラリー開催規定 一部改正内容

※下線部分：変更箇所
一部改正内容

ラリー競技開催規定第2条に従い、第1種アベレージラリーに適用する規定を以下の通り定める。

第1条 特別規則

特別規則には、国内競技規則4-8のほか、少なくとも次の事項を明示すること。

1. 競技方法

2. 総走行距離

3. 参加車両に搭載しなければならない備品

1) 非常用停止表示板（三角）

2) 非常用信号灯

4. ～5. (略)

第2条 参加車両 (略)

第3条 参加確認および参加車両検査

オーガナイザーは、参加確認および参加車両検査に際し下記の事項を満足しなければならない。

1. 参加者に対し、少なくとも下記の書類の提示を義務づけ、その記載内容を確認すること。

1) ドライバーおよびナビゲーターの自動車運転免許証

2) ドライバーおよびナビゲーターの競技運転者許可証

3) ～6) (略)

2. 車両申告書、車両検査チェックリスト等を適宜作成し、

第2条に記載された車両規定への適合性を検査すること。

3. 競技中著しく車体、保安部品または排気系統を破損した参加車両を走行させてはならない。

第4条～第5条 (略)

第6条 参加者およびクルーの遵守事項

オーガナイザーは参加者およびクルーに対し、下記の事項の遵守を徹底させること。

1. クルーは、ドライバーに加え、少なくとも1名をナビゲーターとし、当該自動車検査証の乗車定員欄に記載された定員以内であれば、競技会特別規則に明記することにより乗車することができる。

2. ドライバーおよびナビゲーターはいずれも競技中に運転を行ってよいが、公道上で当該参加車両を運行するに有効な自動車運転免許証および当該競技会に有効な競技運転者許可証を所持していなければならない。

3. 上記2. を除く乗員の最低年齢は6歳とし、且つ身長は140cm以上とする。なお、乗員が20歳未満の場合、親権者または保護者から搭乗に関する同意書を取得しなければならない。

4. 競技中は道路交通法の遵守を最優先とすること。

5. 一般車両および歩行者に迷惑を及ぼさないこと。

6. 他車に追従する場合または対向車のある場合は、前照灯の照射方向を適切に変換し、眩惑を生じさせないように留意すること。

7. 明らかに追いつそうとしている車両がある場合は安全かつすみやかに進路を譲ること。

8. 登録したクルー以外は乗車してはならないこと。

9. 競技からリタイヤした場合は直ちに最寄りの競技役員にリタイヤ届けを提出すること。提出が不可能な場合は電話等の手段で競技会事務局に連絡すること。

10. 失格またはリタイヤとなった場合は直ちにゼッケン、ラリー競技会之証およびその他の競技関係添付物を取り除くこと。

11. 安全ベルトは必ず装着し、オーガナイザーの指示がある

場合は必ずヘルメットおよびレーシングスーツを着用すること。

12. オーガナイザーの指示がある場合は、必ずサイドウィンドウを閉じて走行すること。
13. 競技中はオーガナイザーが指定した場所以外でクルー以外の者による整備作業を行うことはできないこと。
14. 整備作業を行うことができる者は、参加車両のクルーおよびオーガナイザーに登録されたサービス員とする。
15. 特別規則に記載されている項目以外に何らかの整備作業を行う必要がある場合は、競技会技術委員長の許可を得ること。

こと。

16. 整備作業にあたっては、他の交通および作業員の安全確保に十分留意すること。
17. 整備作業実施後は必ず担当競技役員の確認を受けること。
18. オーガナイザーが指定した場所以外での燃料補給、充電は認められないこと。

第7条 罰則 (略)

第8条 本規定の施行

本規定は、2018年1月1日から施行する。

**ラリー競技開催規定付則：第2種Aベレージ
ラリー開催規定 改正内容**

※下線部分：変更箇所

改正内容

ラリー競技開催規定第2条に従い、第2種Aベレージラリーに適用する規定を以下の通り定める。

第1条～第6条 (略)

第7条 参加者およびクルーの遵守事項

オーガナイザーは参加者およびクルーに対し、下記の事項の遵守を徹底させること。

1. クルーは、ドライバーおよびナビゲーターの2名で構成され、いずれも競技中に運転を行ってよいが、公道上当該参加車両を運行するに有効な自動車運転免許証および当該競技会に有効な競技運転者許可証を所持していなければならない。クルーの中に参加者がいない場合、参加車両に搭乗している間はドライバーが参加者の責任を負うものとする。
2. 競技中は道路交通法の遵守を最優先とすること。
3. 一般車両および歩行者に迷惑を及ぼさないこと。
4. 他車に追従する場合または対向車のある場合は、前照灯の照射方向を適切に変換し、眩惑を生じさせないように留意すること。
5. 明らかに追い越そうとしている車両がある場合は安全かつすみやかに進路を譲ること。
6. 登録したクルー以外は乗車してはならないこと。
7. 競技からリタイヤした場合は直ちに最寄りの競技役員に

リタイヤ届けを提出すること。提出が不可能な場合は電話等の手段で競技会事務局に連絡すること。

8. 失格またはリタイヤとなった場合は直ちにゼッケン、ラリー競技会之証およびその他の競技関係添付物を取り除くこと。
9. 安全ベルトは必ず装着し、スペシャルステージ走行時やオーガナイザーの指示がある場合は必ずヘルメットおよびレーシングスーツを着用すること。
10. スペシャルステージ走行時やオーガナイザーの指示がある場合は、必ずサイドウィンドウを閉じて走行すること。
11. 競技中はオーガナイザーが指定した場所以外でクルー以外の者による整備作業を行うことはできないこと。
12. 整備作業を行うことができる者は、当該参加車両のクルーおよびオーガナイザーに登録されたサービス員とする。
13. 特別規則に記載されている項目以外に何らかの整備作業を行う必要がある場合は、競技会技術委員長の許可を得ること。
14. 整備作業にあたっては、他の交通および作業員の安全確保に十分留意すること。
15. 整備作業実施後は必ず担当競技役員の確認を受けること。
16. オーガナイザーが指定した場所以外での燃料補給、充電は認められないこと。

第8条 (略)

第9条 本規定の施行

本規定は、2018年1月1日から施行する。

**ラリー競技開催規定付則：スペシャルステージ
ラリー開催規定 一部改正内容**

※下線部分：変更箇所

一部改正内容

ラリー競技開催規定第2条に従い、スペシャルステージラリーに適用する規定を以下の通り定める。

第1章 総則

第1条 定義

- 1) ラリー競技の開始 (BEGINNING OF THE RALLY) : ラリーは、書類検査あるいはレッキ (いずれか早い方) で開始する。ラリーの競技要素は、最初のタイムコントロールで開始する。
- 2) ラリー競技の終了 (END OF THE RALLY) : ラリー競技は、最終公式順位認定の掲載をもって終了する。ラリー競技の要素は、最終タイムコントロールで終了する。
- 3) 公式通知 (Official Notice) : ラリーの競技会特別規則を修正、明確化あるいは補足完成するための公式な書面による通知。
- 4) コミュニケーション (Communication) : 競技長あるいは競技審査委員会のいずれかにより発行される、情報提供の公式な書面による通知。
- 5) コントロール : 参加車両の通過または通過時刻の確認を

行う場所で、下記の種類がある。

- (1) タイムコントロール : 参加車両の到着時刻を記録する地点。
- (2) スペシャルステージのスタートコントロール : スペシャルステージのスタート時刻を記入する地点。
- (3) スペシャルステージのフィニッシュコントロール : スペシャルステージのフィニッシュ時刻を記録する地点。ただし、タイムカードへの実際の記入は同じコントロールエリア内にあるストップポイントで行う。
- (4) パッセージコントロール : 参加車両の通過確認を行う地点。
- 6) コントロールエリア (CONTROL AREAS) : 最初の黄色地の警告サインとベージュ色に3本の横断線の入った最終サインまでの場所がコントロールエリアとみなされる。
- 7) レコナイザンス (RECONNAISSANCE : レッキ) : スペシャルステージの下見のことをいい、ドライバー、コ・ドライバーはレッキスケジュールに従いスペシャルステージを走行すること。
- 8) レグ (LEG) : 夜間リグループ (オーバーナイトパークフェルメ) により分けられるラリーの各競技部分。第1レグの前の夜にスーパースペシャルステージが行われる場合、それは第1レグの第1セクションと見なされる。
 - (1) 1つのレグにおける各クルーの運転時間は合計18時

間を超えないこと。

(2) 1つのレグの終了から次のレグの開始までの間は、6時間以上のレストタイム（停車時間）が設定されなければならない。なお、競技中の連続走行時間（1回が連続10分以上の運転の中断をすることなく、連続して運転する時間）は、最長2時間を目安とし、設定することを推奨する。

9) セクション：リグループで区切られる競技区間の単位。

10) ロードセクション：主として移動を目的とした走行に充てられ2つの連続するタイムコントロールで区切られた区間、もしくはスペシャルステージスタートとそれに続くタイムコントロールで区切られた区間を指す。

11) リグループ：参加車両の隊列を整えることを目的として設定される停車をいう。リグループを行う場所は、出入口口にタイムコントロールを設けてパルクフェルメの状態を保たなければならない。その停車時間はクルーによって異なってもよい。

12) ニュートラリゼーション：何らかの事由によりオーガナイザーが参加車両を停車させること。この停車時間は競技時間に算入されない。その場所にはパルクフェルメの規則が適用される。

13) パルクフェルメ（PARC FERMÉ）：車両への一切の作業、検査、調整あるいは修理が、本規則、あるいはラリー競技会特別規則により明確に許されている場合以外許可されず、許可を受けた競技役員だけがその実施を認められる領域。

14) 禁止されるサービス（PROHIBITED SERVICE）：競技車両に車載されている物以外の、製造物（オーガナイザーにより供給される場合以外の固体あるいは液体）、スペアパーツ、工具あるいは器具をクルーが使用あるいは受領することができない。

15) タイムカード（TIME CARD）：アイテナリーの中で予定されている様々なコントロールポイントで記録されたタイムを記入するためのカード。

16) メディアゾーン（MEDIA ZONE）：サービスパーク、リモートサービスあるいはリグループパークの入口のタイムコントロール手前で、メディアのために設定されたゾーン。

17) テクニカルゾーン（TECHNICAL ZONE）：2箇所以上のタイムコントロールで区切られた、車検員による技術検査を実施する目的のゾーン。

18) ラジオポイント：スペシャルステージ内走行中の競技車両の走行状況を把握し、事故発生時の効率的な救助活動を目的に、スペシャルステージ内に設置される地点。この地点では、通過確認（トラッキング）要員と緊急時要員が配置され、連絡用無線が設置される。また、黄旗が準備され、競技長の指示により黄旗が提示される場合がある。スペシャルステージ内にて黄旗が提示されるのはこの地点のみである。

19) スーパースペシャルステージ（SUPER SPECIAL STAGE）：本規則に述べられ、ラリー競技会特別規則に詳細のあるスペシャルステージの変化形でアイテナリーに記載される。

第2条 統一書式

オーガナイザーは、アイテナリー、ロードブックおよびタイムカードを作成しなければならない。別添の推奨様式に従うことが望ましい。

1. アイテナリーおよびロードブック：オーガナイザーは、レッキ開始前までにすべてのクルーにアイテナリーが含まれたロードブックを配布すること。推奨様式については別添3を参照のこと。クルーはアイテナリーとロードブックに必ず従うこと。オーガナイザーは、迂回ルート（オルタネートルート）を予めロードブックに記載しておくか、ロードブックと同時に配布すること。

2. (略)

第3条 特別規則

特別規則には、国内競技規則4-8のほか、少なくとも次の事項を明示すること。

1. (略)

2. 競技内容：下記の事項を明記すること。

1) (略)

2) スペシャルステージの路面の種類別（舗装路面、非舗装路面および積雪路面等）。

(略)

3. ~5. (略)

6. ラリースケジュール：下記の事項を含むこと。

1) ~7) (略)

8) 各レグのスタートリスト発表の日時

9) ~10) (略)

7. ~8. (略)

第4条 公式書類

・公式通知(略)

・ラリーガイド

このガイドの概念は、メディア、競技役員あるいは競技参加者いずれもが、1つの書類で書類事務作業を済ませられるようにしようとするものである。ラリーガイドは、ラリースタートの少なくとも3週間前に電子的書類として発表することができる。ラリーガイドの印刷版作成はオーガナイザーの任意である。

・エントリーリスト

競技会特別規則にあるエントリー締め切り次第、オーガナイザーは、以下の内容を含めエントリーリストとして発表すること。

- 競技車両番号

- 競技参加者のフルネーム

- ドライバー/コ・ドライバーの氏名

- エントリーする車両名と車両型式

- エントリーする車両のクラス

・スタートリスト

スタートリストは、競技会審査委員会の承認の後、競技長が署名し、競技会特別規則に決められている時刻に発表される。

第5条~第7条 (略)

第8条 スペシャルステージの開催運営基準

1. クローズド（クローズド格式）、リストラクティッド（地方格式）：

(1) 各コースは、原則として舗装路面（アスファルト、ターマック等）、未舗装路面（グラベル等）、または積雪路面（氷結路面を含む）のいずれかで設定されなければならない。また異なる路面のスペシャルステージを組み合わせる場合は（ミックス路面を含み）、参加者に事前に情報を告知すること。

(2) 開催については、下記事項を満足しなければならない。

1) コースは競技関係者以外には確実に遮断されていること。

2) コースは、安全性を考慮し適切な場所に設定すること。

3) スタートからフィニッシュまでの主要な箇所通過確認（トラッキング）、連絡用無線を設置したラジオポイントを必ず設けること。

4) ラジオポイントには通過確認（トラッキング）要員と緊急時要員を配置し、黄旗を準備しておくこと。

5) 開催場所の周辺には救急病院（外科、脳神経外科、整形外科、救命救急センター等）があり、競技会当日の受け入れ体制が確立されていること。

6) 開催場所に観衆（観客）を入れる場合は、その安全確保に十分留意しなければならない。とくに、JAF公認レーシングコースおよびJAF公認スピード行事競技コース（2級以上）以外の場所に観衆を入れる場合には、公認コースに準じた十分な防護対策を講じなければならない、JAFの確認（査察等）を受けること。

観客安全・コントロール

①観客に警告を促すために、⑧の手段を適用すること。必要であれば、危険なエリアに侵入しているいかなる人物も排除すること。

②競技長は、救急委員長の推奨事項（FIA国際競技規則H項参照）を考慮することとする。また、万一危険な状況の場合にはスペシャルステージを中止できるよう、先行車の乗員（および審査委員会）の推奨事項も考慮することとする。

③競技中（先行車が通過後、追上車が通るまで）一般観客は、競技に使われる道路沿いに移動することを禁止する。

④競技中に観客の安全を確保するため、十分な人数のオフィシャル又は警備員を配置しなければならない。

⑤オフィシャルは、はっきりと確認できるように、ジャケット等を身に付けること。

⑥観客が安全に移動できるような場所、および時間を設定すること。

⑦インフォメーション（安全に対する告知）

観衆向けのインフォメーションはさまざまな方法による

- 印刷物、呼びかけ、およびテレビ報道
- ポスター提示
- パンフレットの配布
- 拡声器装備車両（コースインフォメーションカー）

の競技ルート通過により観衆に告知する（最初の車両がスタートする45分から1時間前が推奨される）。この車両は、拡声器装備のあるヘリコプターに替えることができる。この運用は必要に応じて何度も繰り返すことができる。

7) 上記1)～5)に加え、必要に応じて国際モータースポーツ競技規則付則H項に準拠した準備や対策を追加すること。

(3) 国際モータースポーツ競技規則付則H項に基づき、下記事項を強く推奨する。

1) 国際モータースポーツ競技規則付則H項を参考に緊急事態に備えた「セーフティプラン（緊急時マニュアル）」を作成し、関与する競技役員に緊急時の対応を周知徹底すること。

2) ラジオポイントは約5km毎に設置すること。

3) スタート地点には緊急時に対応し以下のものを配置すること。

- 緊急用車両
- 医師または救急救命措置の行える者
- 消火器（4kg×2本相当以上）
- 大会本部との連絡機器

4) ストップ地点には緊急時に対応し以下のものを配置すること。

- 消火器（4kg×2本相当以上）
- 大会本部との連絡機器

5) 緊急用車両は、参加車両から救出するのに必要な機材を積載した車両と、負傷したクルーを搬送できる車両の2台体制であることが望ましい。

6) 上記1)～4)に加え、必要に応じて国際モータースポーツ競技規則付則H項に準拠した準備や対策を追加すること。

2. セミナショナル（準国内格式）、ナショナル（国内格式）またはインターナショナル（国際格式）：

(1) 各コースは、原則として舗装路面（アスファルト、ターマック等）、未舗装路面（グラベル等）、または積雪路面（氷結路面を含む）のいずれかで設定されなければならない。また異なる路面のスペシャルステージを組み合わせる場合は（ミックス路面を含み）、参加者に事前に情報を告知し、それぞれの路面に適したタイヤを装着できるよう配慮すること。

(2) 開催については、下記の事項を満足しなければならない。また、インターナショナル（国際格式）については国際モータースポーツ競技規則付則H項にも従わなければならない。

1) コースは競技関係者以外には確実に遮断されているこ

と。

2) コースは、安全性を考慮し適切な場所に設定すること。
3) 国際モータースポーツ競技規則付則H項を参考に緊急事態に備えた「セーフティプラン（緊急時マニュアル）」を作成し、関与する競技役員に緊急時の対応を周知徹底すること。

4) スタートからフィニッシュまでの間に通過確認（トラッキング）、連絡用無線を設置したラジオポイントを必ず設けること。このラジオポイントは約5km毎に少なくとも1ヵ所設置しなければならない。

5) ラジオポイントには通過確認（トラッキング）要員と緊急時要員を配置し、黄旗および消火器（3kg以上）を準備しておくこと。

6) スタート地点には緊急時に対応し以下のものを配置すること。

- 緊急用車両
- 医師または救急救命措置の行える者（全日本選手権では医師が望ましい）
- 消火器（4kg×2本相当以上）
- 大会本部との連絡機器

コースが15kmを越える場合には中間地点（ミッドポイント）には緊急時に対応し以下のものを配置すること。

- 緊急用車両
- 医師または救急救命措置の行える者
- 消火器（4kg×2本相当以上）
- 大会本部との連絡機器

7) ストップ地点には緊急時に対応し以下のものを配置すること。

- 消火器（4kg×2本相当以上）
- 大会本部との連絡機器

8) 緊急用車両は、参加車両から救出するのに必要な機材を積載した車両と、負傷したクルーを搬送できる車両の2台体制であることが望ましい。

9) 開催場所の周辺には救急病院（外科、脳神経外科、整形外科、救命救急センター等）があり、競技会当日の受け入れ体制が確立されていること。

10) 開催場所に観衆（観客）を入れる場合は、その安全確保に十分留意しなければならない。とくに、JAF公認レーシングコースおよびJAF公認スピード競技コース（2級以上）以外の場所に観衆を入れる場合には、公認コースに準じた十分な防護対策を講じなければならず、JAFの確認（査察等）を受けること。

観客安全・コントロール

①観客に警告を促すために、⑧の手段を適用すること。必要であれば、危険なエリアに侵入しているいかなる人物も排除すること。

②危険な場所はセーフティプランに盛り込むこと。オーガナイザーは、セーフティプランに示されている危険なエリアをはっきりと示すこと。それはまた観客の到着前に行くこと。

③競技長は、救急委員長の推奨事項（FIA国際競技規則H項参照）を考慮することとする。また、万一危険な状況の場合にはスペシャルステージを中止できるよう、先行車の乗員（および審査委員会）の推奨事項も考慮することとする。

④競技中（先行車が通過後、追上車が通るまで）一般観客は、競技に使われる道路沿いに移動することを禁止する。

⑤競技中に観客の安全を確保するため、十分な人数のオフィシャル又は警備員を配置しなければならない。

⑥オフィシャルは、はっきりと確認できるように、ジャケット等を身に付けること。

⑦スペシャルステージは、観客が安全に移動できるような場所、および時間を設定すること。

⑧インフォメーション（安全に対する告知）

観衆向けのインフォメーションはさまざまな方法で伝える

ー パンフレット、チラシ、プログラム

- 11) 上記1)～10)に加え、必要に応じて国際モータースポーツ競技規則付則H項に準拠した準備や対策を追加すること。

第9条 競技役員

1. 各コントロールのタイムカードの記入者は公認審判員資格B3級以上の所持者でなければならない。(クローズド格式競技を除く。)
2. 計時を担当する競技役員は、事前に計測器具などの点検を行い、正確かつ公正な計測および判定を行わなければならない。
3. JAFオブザーバーは、ラリーのすべての局面を再考し、適切な報告書式を完成する。
4. 競技参加者のリレーションオフィサー(CRO)の第一の任務は、競技参加者/クルーに対し、規定およびラリーの運営に関連する情報あるいは解説を提供することである。CROは、競技参加者/クルーが容易に確認できなければならない、CROスケジュールにしたがっていること。

第10条 (略)

第11条 レッキ

1. スペシャルステージラリーでは必ず実施されるものとし、具体的な実施方法は特別規則に明記されなければならない。(略)

2. ～3. (略)

第12条 (略)

第13条 コースカー (00カー、0カー、スーパーカー)

オーガナイザーは複数台のコースカーを用意しなければならない。これらの車両は「00」、「0」および「スーパーカー」のゼッケンを付け、すべての行程を、セーフティプランのコースカースケジュールに従って走行しなければならない。

00カーはコースの安全確認、設置物、セーフティカーの配置、計時機器の動作、競技役員の配置、観客およびメディアの安全性等、スペシャルステージを開始するために必要な確認および競技長への報告を主たる役務とする。0カーは参加車両の直前に走行し、コースの最終安全確認およびスペシャルステージの開始が可能であることの確認を主たる役務とする。

00カーおよび0カーのドライバーおよびコ・ドライバーは中程度の速度で完全に安全な走行ができる程度の運転技術および経験があり、ステージ内の必要条件を正確に理解していることに加えて、コース上の状況について適切に報告できなくてはならない。

00カーおよび0カーは、参加車両と同様にすべてのTCにて計時およびタイムカードへの記入を受けること。0カーはスペシャルステージの走行時には警告音および警告灯を作動させること。また、コースの映像を記録することが推奨される。

オーガナイザーは、スーパーカーを用意し、参加車両が走行後セーフティプランのコースカースケジュールに従ってすべての行程を走行しなければならない。走行中は、離脱・リタイヤ届を提出しようとしているクルーや、走行不能車両、援助を求めている車両、コース上の重大な問題がないかを確認し、競技長に報告すること。

00カーが通過してから、スーパーカーが通過するまでの間、競技役員は競技体制を維持すること。

第14条 競技結果

1. (略)
2. オーガナイザーは競技の進行に従って随時下記の競技結果を発表しなければならない。また、スペシャルステージの所要時間とその他のペナルティタイムの両方が記載されていないなければならない。
 - 1) レグ別順位結果：1つのレグの終了時点で発表される非公式な参考順位記録で、当該レグ終了までの累積結果が記載されるものとする。
 - 2) ～3) (略)
3. (略)

第15条 (略)

第16条 サービス (整備作業)

1. ～2. (略)
3. サービスパークは次の規格に沿って設定されるものとする。
 - 各レグの最初のスペシャルステージ前：15分 レグ1については強制ではない。ただしラリーの競技的要素の後およびオーバーナイトリグループの後の場合はその限りではない。
 - 2つのステージグループの間：30～45分
 - 最終レグを除く、レグ終了時：45～60分
 - オーガナイザーにより、ラリーフィニッシュ前に10分間のサービスを設定することができる。
4. ～7. (略)

第17条～第18条 (略)

第19条 スタートおよび再スタート

- 1) 各クルーのスタート時刻(または再スタート時刻)は、各レグスタート前の指定された時間に競技会審査委員会承認後、競技長が署名したスタートリストによって示される。
- 2) (略)
- 3) スタートの最大遅延
セクションのスタートから15分以上遅れたクルーについては、そのセクションをスタートすることができない。
- 4) レグ2以降のスタート順
レグ2以降のスタート順は、レグの最終ステージ終了時の成績に準じる。
- 5) ～6) (略)
- 7) スタートエリア

ラリーの競技要素スタートの前に、オーガナイザーはスタートエリアにすべての競技車両を集合させることができ、そこには競技会特別規則に詳細のあるスタート時刻の前に車両が運転されてこなければならない。スタートエリアへの遅延到着についての罰金のみが、競技会特別規則に明記されなければならない。スタートエリアでは一切のサービスが禁止される。

第20条 (略)

第21条 コントロールの機能

1. すべてのコントロールは以下の方法で示される。
 - (1)～(6) (略)
 - (7) 競技長が特に規定しない限り、コントロールは最終参加車両の到着予定時刻の15分後に閉鎖する。
 - (8) (略)
2. (略)
3. コントロールの競技役員は一見して識別できるようにすること。とくにコントロールの責任者はそれを示すジャケット等を着用すること。
4. パッセージコントロールでは、競技役員はタイムカードが提出されたら速やかに時刻を記入すること。
5. タイムコントロールでは、競技役員はタイムカードが手渡された時刻を記入する。(計時は分までとする)

第22条～第23条 (略)

第24条 リグループのコントロール

1. ～4. (略)
5. リグループコントロールに到着後、クルーはスタートタイムを指示される。その後、競技役員の指示に従いクルーは車両を移動させる。その後エンジンを停止し、クルーはバルクフェルメ外に出ること。
6. リグループが15分を越えないのであれば、クルーはリグループに留まることができる。

第25条 スペシャルステージ

1. ～4. (略)
5. スペシャルステージのスタートは、スタンディングスタートとする。

参加車両はエンジンのかかった状態でスタートライン上に停止し、スタートの合図を受ける。合図が出されてから20秒以内にスタートできない車両は離脱となり、当該車両

- は安全な場所へ速やかに移動される。
6. スペシャルステージのスタート
- 1) ~ 3) (略)
- 4) 反則スタート、特にスタート合図前にスタートする違反については、以下の罰則が課せられる：
- 第一回目の違反：10秒
 第二回目の違反：1分
 第三回目の違反：3分
 それ以上の違反：競技会審査委員会の裁量に任される。
 これらの罰則は、競技会審査委員会が必要と判断した場合に、より重い罰則を課すことを妨げるものではない。
 タイム算出には、実際のタイムが使用されなければならない。
7. ~10. (略)
11. スタック等によりスペシャルステージのコース上に停止し、かつ競技役員が後続車両に危険を及ぼすと判断した場合は、基準所要時間内であってもコースから排除されることがある。この場合、当該車両はレグ離脱またはリタイアとなる。
12. (略)
13. スペシャルステージのスタート間隔は当該レグのスタート間隔と同一でなければならない。ただし、他の諸規則または特別規則に異なる記述がある場合はこの限りではない。
14. スペシャルステージの黄旗表示
- 1) ~ 6) (略)
- 7) 各ステージによって異なる無線ネットワーク（約5km毎に設置）チャンネルで設置されるラジオポイントは、車両の追跡、およびラリーの監視が可能であること。各ラジオポイントはロードブック内に示され、背景が青で黒い稲妻マークが入った看板で示されていること。加えて、ラジオポイントの100m手前に背景が黄で黒い稲妻マークが入った看板を設置すること。
ミッドポイントには、追加の看板（青色背景に白の十字）をラジオポイント看板の真下に設置すること。
 それは上記と同じデザインとするが、背景を黄色にすること。
15. 競技クルーの安全

- 1) スペシャルステージで参加車両がやむを得ず停車した場合、クルーはその場所から少なくとも50m手前の目立つ場所に反射式の三角表示板を車両と同じ側に配置し、後続車両に適切な合図を行わなければならない。なお車両がコース上にない場合も三角表示板を配置しなければならない。この規則に従わないクルーは審査委員会の判断によりペナルティが課される。
- 2) ~ 7) (略)
- 8) (略)
- ①援助するために直ちに停止する。その他の後続の車両も停止し、事故現場に2番目に到着した車両は、事故のことを知らせるために次のラジオポイントかストップまで行く。
- ② (略)
- 9) ~10) (略)
16. スーパースペシャルステージ
- 1) スーパースペシャルステージの特徴：2台以上の車両が同時にスタートする場合、各スタート地点の走路設計は類似したものでなければならない。各車両には同様のスタート手順が適用されなければならない。異なるスタート位置からのステージ距離を均衡化するために、車両のスタートラインを互い違いに配列することができる。
- 2) スーパースペシャルステージの実施：スーパースペシャルステージの実施、スタート順およびタイム間隔についての特別規定は、すべてオーガナイザーの裁量に任される。しかしながら、この情報はラリーの競技会特別規則に含まれなければならない。

第26条 パルクフェルメ

1. ~ 5. (略)
6. パルクフェルメ内では外部バッテリーでエンジン始動が行えるが、その後当該参加車両にそのバッテリーを搭載してはならない。

第27条~第30条 (略)

第31条 本規定の施行

本規定は、2018年1月1日から施行する。

以上

ラリー競技会組織に関する公認基準の表 一部改正案

一部改正案

	国内格式 (インターナショナル)	国内格式 (ナショナル)	準国内格式 (セミナショナル)	地方格式 (リストラクティッド)	クローズド格式 (クローズド)
競技会 開催資格	過去に準国内格式のラリー競技会を3回以上単独開催した実績を有する公認団体および公認クラブ	過去に準国内格式のラリー競技会を2回以上単独開催した実績を有する加盟/公認クラブまたは公認団体であること。	過去に地方格式以上のラリー競技会を1回以上開催（共催可）した実績を有する加盟/公認クラブまたは加盟/公認団体であること。 (※注1参照)	過去にクローズド格式以上のラリーを1回以上開催（共催可）した実績を有する加盟/公認クラブまたは加盟/公認団体であること。 (※注2参照)	準加盟クラブ以上（ただし、準加盟クラブはスペシャルステージを開催することはできない。）
参加台数	90台以下		75台以下	60台以下	40台以下
総走行距離 (※注3参照)	制限しない		500km以下	200km以下	
スペシャル ステージの 総距離	制限しない		50km以下 (※注4参照)	10km以下 (※注5参照)	5km以下 (※注6参照)

[※注1] 1986年以前に準国内格式のラリー競技会開催実績のあるクラブには適用されない。

[※注2] 国内スポーツカレンダー登録規定に従い1987年度中に1988年度のラリー競技会カレンダー申請を行ったクラブ、団体ならびに1987年以前にクローズド格式のラリー競技会開催実績のあるクラブには適用されない。

[※注3] 総走行距離とは、計時・採時の対象となる区間の始点から終点までの距離をいう。

[※注4] JAF公認コースで行うスペシャルステージの距離は含まない。

[※注5] JAF公認コースで行う場合を除き、1つのスペシャルステージの距離が5kmを超えてはならない。

[※注6] スペシャルステージまたは第2種アベレージラリー開催規定第4条3. に該当する区間の開催場所はJAF公認コースまたは閉鎖された施設内に限る。また、1つのスペシャルステージまたは第2種アベレージラリー開催規定第4条3. に該当する区間の距離が2kmを超えてはならない。

車両公認申請一覧

[公示No.2017-083]

	会社名	車両名	型式	申請分類 グループ	申請内容	JAF公認No.
1	トヨタ自動車㈱	YARIS	NSP131	FIA・A ER	エンジン制御システム	JA-229 ER 17/9

VF：供給変型、VO：オプション変型、VP：プロダクション変型、ET：正常進化、ES：スポーツ進化、ER：誤記訂正、VK：キットカー変型、KS：スーパー2000変型、WR：ワールドラリーカー変型、VR：グループR変型、EVO：進化

ロールケージ公認申請一覧

[公示No.2017-084]

	会社名	JAF公認No.	申請内容	申請分類 グループ	備考
1	トヨタ自動車㈱	JRH-043-17	LEXUS LC500(URZ100)用ロールケージ	国内	JAF登録車両(登録No.JT-168)用

※上記は2017年9月26日付で承認されました。

2017年9月30日より、A S N 公認ロールケージとして有効です。(但し、該当する車両規定がその使用を認めている場合)

登録車両申請一覧

[公示No.2017-085]

	会社名	JAF 登録No.	車両名	型式	原動機の 型式	排気量(cc)又は 定格出力(kW)	国土交通省 指定番号	備考
1	スズキ㈱	JS-056	スイフトスポーツ	ZC33S	K14C	1371	18639	6MT/6AT共に型式指定番号は同じ
2	トヨタ自動車㈱	JT-169	ヴィッツ ヴィッツ HYBRID GR SPORT	NHP130	1NZ-FXE	1496	18507	ハイブリッド

※上記は2017年9月26日付で承認されました。2017年9月27日より有効です。

既登録車両に対する車名(類別)の追加申請一覧

[公示No.2017-086]

	会社名	JAF 登録No.	追加された車名(類別)	国土交通省 指定番号	備考
1	トヨタ自動車㈱	JT-150	ヴィッツ GR SPORT	16720	JAF登録No.JT-150への車名追加

※上記は2017年9月26日付で承認されました。2017年9月27日より有効です。

Aライセンス講習会 日程

[公示No.2017-087]

開催日	時間	開催場所	申込先	TEL	主任講師	受講料 上段：B所持者 下段：B非所持者	教材費
11月12日	8:00~14:00	阿讃サーキット 徳島県三好郡東みよし町	ドライバースクラブルーキー	089-924-0220	大西 周	¥20,900/ Bライセンス所持者のみ	実費
11月23日	9:00~17:00	筑波サーキット 茨城県下妻市村岡	チームマグナスオートクラブ	03-3611-6687	稲村 政幸	¥20,000/ ¥24,000	実費
12月13日	8:45~17:00	筑波サーキット 茨城県下妻市村岡	チームマグナスオートクラブ	03-3611-6687	稲村 政幸	¥19,000/ ¥23,000	実費
12月15日	11:30~17:45	ツインリンクもてぎ 栃木県芳賀郡茂木町	(株)モビリティランド	0285-64-0200	星 忠	詳細は主催者にお問合せください。	実費
1月13日	8:30~17:00	筑波サーキット 茨城県下妻市村岡	チームマグナスオートクラブ	03-3611-6687	稲村 政幸	¥20,000/ ¥24,000	実費

公認審判員講習会日程

[公示No.2017-088]

開催日	時間	開催場所	種別	申込先	主任講師	受講料(1科目)	教材費
11月5日	9:00~16:00	筑波サーキット 茨城県下妻市村岡	コース・計時・技術 A1	101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-2-5-5F プリンスモータリストクラブ・スポーツ 03-3863-3378	横澤 喜輝	¥12,500	実費
11月25日	9:00~18:00	岡山国際サーキット 岡山県美作市	コース・計時・技術 A1/A2/B1/B2	849-3216 佐賀県唐津市相知町切537 KRSモータースポーツ事務局古賀 080-1791-0007	古賀 修	¥12,500	実費
11月26日	7:00~18:00	阿讃サーキット 徳島県三好郡東みよし町	コース・計時・技術 A1/A2/B1/B2	791-8022 愛媛県松山市美沢2-5-33 山本自動車工業内 ドライバースクラブルーキー 089-924-0220	大西 周	¥12,500	実費
12月3日	9:00~17:00	オートポリス 大分県日田市上津江町	コース・計時・技術 A1/A2/B1/B2	877-0312 大分県日田市上津江町上野田1112-8 オートポリス 0973-55-1111	荒谷 嘉章	¥12,500	実費
12月3日	9:00~16:00	鈴鹿サーキット 三重県鈴鹿市稲生町	コース・計時・技術 A1/A2/B1/B2	463-0065 愛知県名古屋守山区廿軒家14-40 名古屋レーシングクラブ 052-792-2031	土井 康正	¥12,000	実費
12月10日	9:00~16:00	ツインリンクもてぎ 栃木県芳賀郡茂木町	コース・計時・技術 A1/A2/B1/B2	321-3597 栃木県芳賀郡茂木町120-1 株モビリティランド ツインリンクもてぎ 0285-64-0202	古河 宏	¥12,000	実費
12月16日	8:00~16:00	筑波サーキット 茨城県下妻市村岡	コース・計時・技術 A1/A2/B1/B2	131-0031 東京都墨田区墨田4-46-7 チームマグナスオートクラブ 03-3611-6687	稲村 政幸	¥12,500	実費

*2科目以降の受講料は、1件につき¥4,100が加算されます。

海外競技会出場証明書（サーティフィケート）申請について

海外競技会出場証明書（サーティフィケート）は、JAF発行のライセンスを所持する方が、海外で開催されるASN公認の四輪またはカートの競技に参加・出場する際、競技会の格式が国際または国内を問わず必要な証明書です。

出発日の2週間前までに所定の申請書に記入のうえ、申請料を添えてJAF支部に申請してください。

所定の申請書はJAF窓口で入手するか、JAFホームページ(<http://jaf-sports.jp/>)→各種情報→各種申請書→海外競技会出場証明書 からダウンロードすることができます。

- 1 回用：1競技会限定のサーティフィケートです。
- 数次用：当該年度中、複数の競技会に有効なサーティフィケートです。
- 3競技会以上出場のご予定があればこちらをお薦めします。

【申請受付】

JAF地方本部・支部で受付しています。持参または郵送（現金書留）にてご申請ください。

【必要書類】

競技運転者(コドライバー含む)用	参加者用	お問い合わせ先 (JAF地方本部モータースポーツ窓口)	
・ 海外競技会出場に関する証明申請書 ・ 写真(3cm×3cm、無帽、無背景) ※髪などで顔が隠れていないもの ・ 申請料 1回用 ¥8,300(税込) 数次用 ¥24,100(税込)	・ 海外競技会出場に関する証明申請書 ・ 申請料 1回用 ¥8,300(税込) 数次用 ¥24,100(税込)	北海道本部 ☎ 011-857-7155 東北本部 ☎ 022-783-2826 関東本部 ☎ 03-6833-9140 中部本部 ☎ 052-872-3685	関西本部 ☎ 072-645-1300 中国本部 ☎ 082-272-9967 四国本部 ☎ 087-867-8411 九州本部 ☎ 092-841-7731